

特別養護老人ホームあそん里 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。(介護保険事業所番号 4372700387)

当施設は、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明します。

※ 当施設の入所は、原則として要介護認定の結果、「要介護3」「要介護4」「要介護5」の認定された方が対象となります。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 治誠会
- (2) 法人所在地 熊本県阿蘇市一の宮町坂梨2365番地
- (3) 電話番号 0967-22-1511 0967-22-5150
- (4) 代表者氏名 理事長 高森 薫生
- (5) 設立年月日 昭和57年4月1日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設(介護保険事業所番号 4372700387)
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受け入れることが困難な方がご利用いただけます。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホームあそん里
- (4) 施設の所在地 熊本県阿蘇市一の宮町坂梨2365番地
- (5) 電話番号 0967-22-1511
- (6) 施設長(管理者)氏名 上田 智雄
- (7) 当施設の運営方針 施設利用者個々の人格・人権を尊重すると共に、心身の状況に応じた適切な介護、及び指導を行い、安心して日常生活を営むことができるよう援助する。
- (8) 開設年月日 平成8年6月1日
- (9) 入所定員 50人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への住居を希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室の状況

	室・数	床面積
	室	m ²
1人部屋	4	67.28
2人部屋	4	80.04
4人部屋	12	442.79
計	20 室	590.11 m ²

設 備

	室数	床面積		室数	床面積
居室	室	m ²	厨房	室	m ²
食堂	20	590.11	栄養士室	1	72.23
(機能訓練練習室含む)	1	304.65	食品庫	1	4.73
1階会議室			事務室	1	11.60
2階会議室	1	27.80	湯沸室	1	61.04
浴室	1	71.68	宿直室	1	8.10
洗面所	1	42.00	寮母室	1	17.15
便所	各居	室に設置	理容室	1	34.25
汚物処理設備	4	81.34	洗濯室	1	9.88
医務室	4箇所	に含む	脱衣場	1	48.62
看護婦室	1	23.52	倉庫	1	17.09
家族宿泊室	1	14.84		5	151.32
霊安室	1	14.40			
	1	14.40			

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

この施設・設備のご利用にあたって、ご契約に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更:ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉(職員の配置については、指定基準を遵守しています)

施設長(管理者)	1名
介護職員	17名以上
生活相談員	1名以上
看護職員	2名以上
医師(非常勤)	1名以上
管理栄養士	1名以上
事務員	2名
機能訓練指導員	1名以上
介護支援専門員	1名以上

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは利用料金の全額がご契約者の負担となります

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

②居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には高熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日当たり）のご負担となります。

(4) 料金のお支払い方法

利用料金は、1ヵ月ごとに計算し、翌月ご請求しますので、末日までに、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払い

イ. 口座振替

ウ. 下記指定口座への振り込み

銀行 熊本銀行 宮地支店 普通預金 2015063

口座名義人 社会福祉法人 治誠会 理事長 高森 薫生

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力病院において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力病院

医療機関の名称 阿蘇やまなみ病院

所在地 熊本県阿蘇市一の宮町宮地115-1

診療科 精神科、外科、内科、麻酔科、神経科、心療内科

②協力歯科病院

医療機関の名称 たかもり歯科医院

所在地 熊本県阿蘇市一の宮町宮地1963-5

(6) 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上ご入所者及び従業者等の訓練を行います。

6. 施設を退所していただく場合

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第15条参照）

① 介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合

② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合

③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）

⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週火曜日 1名 8:30～17:00の間
2. 介護職員	早出 7:30～16:00 日勤 8:30～17:00 遅出 12:00～20:30 夜勤 16:30～翌9:00
3. 看護職員、生活相談員、栄養士、事務	日勤 8:30～17:00

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

料金については別紙料金表を参照

当施設では、ご契約者に対して、以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
 - (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・ 当施設では・栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して、食堂にて食事をとっていただくことを基本としています。又、食堂への移動が身体状況で困難である等の理由によっては、その限りではありません

(食事時間)

朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

- ・ 通常食事を摂るのにふさわしいと思われる時間帯の食事の提供をします。

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・ 医師や看護師が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、支援を行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活をおくれるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(1) 介護給付によるサービス

利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

(2) その他の介護給付サービス加算

- ①初期加算・・・利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後再び入所した場合、30日加算
- ②入院・外泊時加算・・・利用者が入院及び外泊の場合6日を限度として加算。(ただし入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません)
- ③療養食加算・・・医師の指示に基づく療養食を提供した場合
※栄養管理体制加算、栄養マネジメント加算は基本報酬部分に記載してあります

- (1) ご契約からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第16条、第17条参照)
契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設の退所を申し出ることができます。
*ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。
- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
 - ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
 - ③ ご契約者が入院された場合
 - ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
 - ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
 - ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・親等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第18条参照)
以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくこともあります。
- ① ご契約者が、契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが6カ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にも拘らずこれが支払われない場合
 - ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ④ ご契約者が長期にわたって病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
 - ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
契約者が病院等に入院した場合の対応について(契約書第20条参照)
- (3) 当施設に入所中に医療機関への入院の必要性が生じた場合の対応は、以下のとおりです。
- ① 検査入院等7日間以内の短期入院の場合
7日間以内で入院された場合は、退院後再び施設利用することができます。ただし、当該期間中は外泊時費用として1日につき246単位の算定を行います。
 - ② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合
長期入院された場合には、契約についてご相談をさせていただき、解約とさせていただく場合があります。ただし、契約を解除した場合で3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に優先的に入所できるよう努めます。又当施設が満室の場合でも短期入所生活介護(ショートステイ)を優先的に利用できるよう努めます。
 - ③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合は、解約となります。この場合には、施設に再び再入所希望される場合は、施設入所申込み手続きをしていただきます。
- (4) 円満な退所のための援助
ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況・置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な、以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。
- * 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
 - * 居宅介護支援事業者の紹介
 - * その他、保健、医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 介護事故発生時の対応

別紙「介護事故防止対策規程」を参照ください。

当施設で介護事故が起きた場合には速やかに対応いたします。

8. 苦情の受付について(契約書第25条参照)

別紙「あそん里福祉サービスに関する苦情解決規程」を参照ください。

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口

特別養護老人ホームあそん里

生活相談員 坂本 大樹

電話番号 0967-22-1511

FAX 0967-22-5155

受付時間 月～金曜日(祝日を除く) 9時00分～16時30分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

阿蘇市役所 保険課

所在地 熊本県阿蘇市一の宮町宮地504-1

電話番号 0967-22-3111

FAX 0967-22-4577

国民健康保険団体連合会

所在地 熊本県熊本市健軍2丁目4番10号

介護サービス苦情(相談)窓口

電話番号 096-214-1101

FAX 096-214-1105

熊本県社会福祉協議会

所在地 熊本県熊本市南千反畑町3番7号

電話番号 096-324-5454

FAX 096-355-5440

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホームあそん里

説明者 職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

住所

氏名

印